

# 平成26年1月 見積活用方式の試行 ー改定概要ー

## ■従来見積活用方式の課題

- ①積算に関する試行については、受発注者両方で手続きが煩雑。
- ②発注者からは、「ヒアリングにより発注担当部署が競争参加者をわかってしまう」や「見積書の妥当性の判断が難しく、労力を要する」



## ■見積活用方式の簡素化見直し

現在の不調・不落の発生状況も踏まえ、より効果的に実勢価格を反映できるよう改定

- ①見積書式を定めて依頼。単純比較で見積採用可能なルールとする。
- ②見積については、乖離理由が不明として見積を取る試行であることから、**単純に平均的な歩掛を採用**することとした。
- ③高知県内の入札談合事案への配慮、及び、積算労力の簡素化の観点から、**ヒアリング及び見積書の関係資料(過去の他工事の実績等)の提出を廃止**。

# 平成26年1月 見積活用方式の試行 一概要

## ◆概要

発注者の積算との乖離が大きく、入札の不調・不落が発生している工事において、予定価格の作成にあたり競争参加者の見積もりを活用する方式

## ◆適用

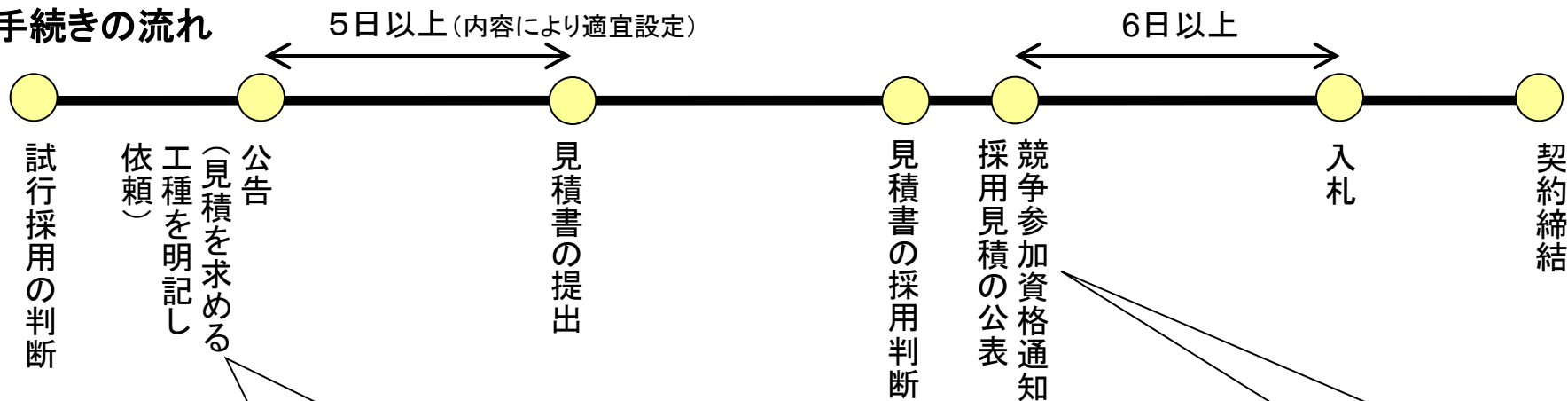
平成26年1月より公告する「見積活用方式」の試行工事に適用する

## ◆対象工事及び工種

対象工事：標準積算と実際にかかる費用に乖離が考えられる工事

対象工種：直接工事費及び共通仮設費の積み上げ部分

## ◆手続きの流れ



### <見積もりの提出依頼>

- ① 標準積算と実勢価格に乖離が考えられる工種
- ② 標準構成を提示し、歩掛記載内容を統一して見積もり依頼。

### <見積書採用の判断>

- ・見積書の歩掛記載内容を統一することで、徴収した見積書を比較。
- ・見積書の平均的な歩掛を採用。

### <見積採用の公表>

- ・競争参加資格通知時に採用見積もり歩掛を電子入札システムにより配布を行う。

# 見積りを活用する積算方式について

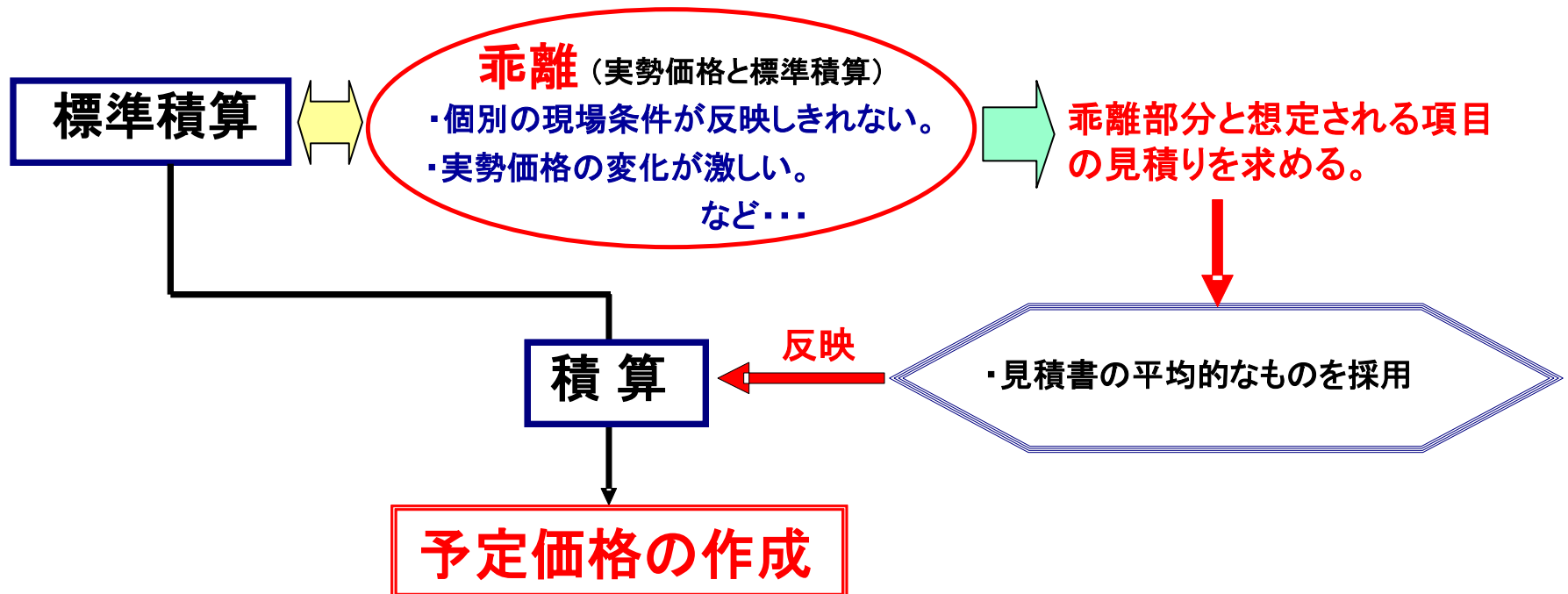
特記仕様書記載例(対象工事には、以下のような記載を致します。)

本工事は、直接工事費及び共通仮設費の一部について、見積もりの提出を求める「見積もり活用方式」の試行工事である。

本工事は、直接工事費の「〇〇工」及び共通仮設費の「〇〇」に係わるものについて、見積書の提出を求め、予定価格作成の為に参考とする工事である。

見積採用工種等の変更については、他の工種と同様の扱いとする。

また、本工事は、諸経費動向調査の対象工事である。調査にあたっては、別途、監督職員により通知される調査要領等に基づき調査票の作成を行い、工事完了後20日以内に監督職員に提出するものとする。



# 見積りを活用する積算方式について

## 入札公告

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

申請等の受付は、土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律第1条に規定する行政機関の休日）を除く、午前9時から午後6時（電子入札の場合）。又は、午前●時●分から午後●時●分（紙入札の場合（下記4.（1）の担当部局の受付時間））とする。ただし、申請期限等の最終日の受付時間は、電子・紙入札ともに午後4時までとする。

平成 年 月 日

分任支出負担行為担当官

局

〇〇事務所長

〇〇〇

### 1. 工事概要

- 工事名 〇〇〇〇工事（電子入札対象案件）
- 工事場所 〇〇県〇〇市〇〇地内

とから、見積りにあたっては留意すること。

⑩ 本工事は、受注者の施工体制の確保及び建設資材の確保を図るため、平成26年〇月〇日までの余裕期間を見込んだ試行工事である。

なお、余裕期間内の技術者の配置は要しないものとする。

また、余裕期間内に、施工体制等の確保及び建設資材の確保が図られた場合は、監督職員との協議により工事着手できるものとする。

⑪ 本工事は、一般土木工事のC等級の発注標準を拡大する試行工事である。

⑫ 本工事において主任技術者を配置する場合、密接な関係のある二以上の工事を同一の建設業者が近接した場所（相互の間隔が10km程度）において施工するものについては、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができるものとする。

⑬ 本工事は、直接工事費及び共通仮設費の一部について、見積りの提出を求める「見積り活用方式」の試行工事である。

本工事は、直接工事費の「〇〇工」及び共通仮設費の「〇〇」に係わるものについて、見積書の提出を求め、予定価格作成の為の参考とする工事である。

(7) 本工事は、資料の提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたい者は、承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。

### 2. 競争参加資格

- 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第...あること。
- 東北地方整備局における〇〇〇工事に係る一般競争...更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている...の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東北地方整備局長（以下「局長」）

入札公告に見積り活用方式採用の有無が記載されています。

## 見積り依頼書

別紙

見積り依頼書の例

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇〇〇工事

競争参加資格確認申請者 殿

東北地方整備局

〇〇〇〇事務所長

### 見積り依頼書

標記について、工事費算出の参考とするため、下記の施工歩掛について見積りへの提出を依頼します。

なお、提出にあたっては、【別添】歩掛見積り提出書式により作成をお願いします。

記

#### 1. 見積り依頼項目及び条件

見積り依頼項目	※「〇〇〇〇工事」〇〇工・〇〇
工種・細別	
形状・方法	※仕様書、図面等を添付
品質・規格	※仕様書、図面等を添付
施工方法（予定）	※【別添】歩掛見積り提出書式を添付
施工場所	
見積り有効期限	※提出期限から1ヶ月後程度
見積り提出先	見積り依頼の提出先は、〇〇事務所長宛とさせていただきます。
その他条件	1. 施工歩掛は、直接工事費（資機材を含む）、共通仮設費の見積りとなります。 2. 指定する書式にて該当箇所を記載し、指定分類以外がある場合は、「その他」へ計上してください。その他へ計上した場合は、その内訳を労務費、材料費、その他に別記した事項を添付してください。 3. 提示 4. 定価 5. 消費
見積り提出期限	平成〇〇年 ※依頼日 より規程 め切り日
添付資料	※平面図

競争参加資格確認申請者の方々に、見積り依頼を行います。なお、見積りに不備（未提出等）があったものに対して、これを理由として契約手続き中の工事において不利益な扱いを行うことはありません。

（※青字：見積り依頼書作成時の注意）

以上

# 見積りを活用する積算方式について

## 公表イメージ

### 参考資料（歩掛）

○ ○ ○ ○ ○ 工 事

本工事の入札説明書と同時に交付した参考資料に下記の項目を追加するものとする。

工事名	○○○道路改良工事（当初）	工種区分	道路改良工事		
見積り単価表 第○号	○○○工		100m 当たり単価表		
種別	細目	規格	単位	数量	備考
労務	土木一般 仕掛役		人		
	普通作業員		人		
	軽作業員		人		
材料	○○○		個		
	△△△		m <sup>3</sup>		
機械	□□□		h		第○号単価表

「参考資料」として競争参加資格確認申請者へ電子入札システムにより配布を行います。

# 見積りを活用する積算方式について

通常型と同時提出型では、「見積書の提出」及び「採用歩掛の公表」のタイミングが違います。

